

# 食事提供サービス利用契約書

(事業者) KMY 合同会社 (以下「甲」という。) 及び (入居者) \_\_\_\_\_ 様  
(以下「乙」という。) は、甲乙によるサービス付き高齢者向け住宅ふらん (以下「本物件」という。) の建物賃貸借契約 (以下「建物契約」という。) の締結に伴い、本物件において提供する食事サービス (以下「本サービス」という。) について、以下のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

## (契約の目的)

第1条 甲は、乙に対し、本サービスを提供し、乙は、甲に対し、そのサービスの対価としての料金を支払い、円滑な取引の維持を図る。

## (契約期間)

第2条 本契約は、令和 年 月 日から効力を生じるものとし第11条に定める契約の終了事由に該当しない限り、継続して本サービスを利用することができるものとする。ただし、事由の如何を問わず建物契約が終了したときは、本契約も当然に終了するものとする。

## (サービスの内容)

第3条 甲は、乙に対し、別添食事説明記載の内容のサービスを継続的に行う。また乙のご家族様等の利用も可能とする。

2 乙は別紙 (1) のとおり利用の指定をすることができる。

## (利用料金について)

第4条 本サービスの利用料金は、別紙 (2) のとおりとする。

2 甲は、消費者単価、人件費等の変動その他諸種の経済状況の変化等を勘案し、第3条に規定するサービス内容及び利用料を変更することができる。

3 甲は、利用料の変更が生じた場合、乙へその内容を事前に通知するものとする。

## (利用料金の支払)

第5条 乙は、甲に対し、利用料金を別紙 (3) のとおり支払うものとする。

## (キャンセル)

第6条 乙は、喫食日の7日前までに甲に通知することにより本サービスのキャンセル及び変更の依頼をすることができる。ただし、年末年始その他甲が指定する特定

の期間については、甲が別途事前に告知する日時までにキャンセル及び変更の依頼が出来るものとする。

- 2 前項の指定時間までのキャンセル及び変更についてキャンセル料は発生しない。
- 3 前1項の指定の時間を過ぎた時点でのキャンセルは、乙が、食事提供サービスを利用したものとして、別紙(2)の各毎食の料金を甲に支払うこととする。

#### (業務の委託)

第7条 甲は食事提供サービスに関する業務の一部又は全部を第三者に委託することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対し、委託先による業務の履行について、それが乙の指示に基づくものである等、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き自ら業務を遂行した場合と同様の責を負うものとする。

#### (秘密保持及び個人情報の保護)

第8条 甲は、業務上知り得た乙及びそのご家族様等の秘密及び個人情報について守秘義務を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

- 2 甲及び甲の従業員は、そのサービス提供上知り得た乙及びそのご家族様等の介護者の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じる。また、その守秘義務は、就業中はもとより、退職後も同様とする。
- 3 甲は、必要な範囲において、乙及びそのご家族様等の介護者の個人情報を取り扱う。なお、乙及びそのご家族様等の介護者から取得した個人情報を以下の目的の為に使用する。
  - ① 当社サービスの提供と商品のアフターフォローの為
  - ② 乙へのサービス提供について他の事業所と連携する為
  - ③ 乙及びそのご家族様等へのサービス料金のご請求(徴収)やその他ご連絡の為
  - ④ 乙及びそのご家族様等に当社サービスや商品をご案内する為
  - ⑤ 請求データ処理などに関する業務委託の為
  - ⑥ 統計データへの利用(ただし、個人を特定できるような利用は一切しない)
- 4 本条の規定は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とする。

#### (損害賠償)

第9条 甲は、乙に対するサービス提供にあたって、甲の責めに帰す事由により乙に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、乙に過失がある場合は、甲は、賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがある。

- 2 乙は、その責めに帰す事由により、甲又は他のお客様に損害を及ぼした場合には、その損害の賠償を請求される場合がある。

(免責事項)

- 第10条 本契約の有効期間中、天災その他甲の責めに帰すべからざる事由により、本サービス実施が出来なくなった場合には、甲は、乙に対して本サービスを提供する義務を負わない。この場合、甲は、乙に対し、その事由を速やかに報告しなければならないものとする。
- 2 前項の場合においても、乙は、すでに実施した本サービスについては、所定のサービス利用料金を甲に支払うものとする。

(契約の終了)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当したとき、本契約は終了する。
- ① 第12条の規定により、乙から契約解約の申出がなされ、その契約終了日に至ったとき。
  - ② 第13条の規定により、甲から契約解除の通知がなされ、その契約終了日に至ったとき。
  - ③ 乙が死亡したとき。
  - ④ 乙が本物件を退去したとき。
- 2 前項第3号又は第4号の事由が生じた場合には、第3号については死亡日に、第4号については退去日に、それぞれ本サービス利用のキャンセルの依頼があったものとみなして、第6条の規定を運用する。ただし、第1項の規定は適用されないものとする。

(契約の解除)

- 第12条 乙は、甲に対して、本契約の解約希望日の7日前までに書面（『契約終了・解約申込書』）で通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。
- 2 甲は、甲がやむを得ないと判断する事情により、乙に対して甲が定める契約解約日の一ヶ月前までに理由を記した文書を交付した場合は、本契約を解約することができる。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、次の各号の一つにでも該当する事由がある場合には、直ちに本契約を解除することができる。
- ① 乙がサービス利用料金の支払いを2ヶ月滞納し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
  - ② 乙又はその家族様等の介護者が甲又はその職員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
  - ③ 乙又はその家族様等の介護者と、甲の信頼関係に支障をきたし、その回復が困

難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

(協議)

第14条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、その他、その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

(連帯保証)

第15条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(合意管轄)

第16条 甲及び乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意する。

別紙（１）ご利用の指定

利用種別 及び 利用時間	朝食	8：00～9：00
	昼食	12：00～13：00
	夕食	17：00～18：00
	上記利用種別を利用時間の範囲内で、別途甲の定める方法により指定する	
利用場所	利用可能な場所	各食堂・各住居のうち、乙の指定する場所
	利用場所の指定	利用場所の指定は、別途甲の定める方法により指定する
特別食メニュー	糖尿病食・高血圧食他、食事制限に対応するための特別メニューは別途甲の定める方法により指定する	
特別加工等の対応	きざみ食・ミキサー食等の特別加工は別途甲の定める方法により指定する	

別紙（２）ご利用料金

種別	ご利用	消費税	ご請求額
朝食	364円/1食	36円	400円
昼食	550円/1食	50円	600円
夕食	550円/1食	50円	600円
※各食事時にはお茶等水分補給を含みます			
特別食メニュー	状態等により別途協議する		
特別加工食加算	きざみ食加算	100円/1食	ミキサー食加算 100円/1食
	おかゆ食	100円/1食	

別紙（３）料金のお支払い

お支払い	毎月払い
利用締切日	毎月末日締め
請求書発行日	翌月15日
支払期限	翌月27日
	<input type="checkbox"/> 口座自動振替方
	<input type="checkbox"/> 振込方式 七十七銀行 蔵王支店 普通 5182395 KMY 合同会社 代表社員 吉田真紀子 振込手数料負担者 借主
	<input type="checkbox"/> 支払委託方式
	<input type="checkbox"/> 持参方式

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ各自記名捺印の上、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

年 月 日

事業者（甲） 所在地（〒989-0821）宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内19  
事業者名 KMY 合同会社 サービス付き高齢者向け住宅 ふらん  
代表社員 吉田 真紀子 印  
電話番号 0224-33-2334

入居者（乙） 住所（〒 - ）

氏名 印

※法定代理人又は署名代行者

住所（〒 - ）

氏名 印

乙との関係  
署名代行理由

連帯保証人 住所（〒 - ）

氏名 印

（入居者との続柄）  
電話番号

※請求書送付先 住所（〒 - ）

氏名 印

（入居者との続柄）  
電話番号